

# 運転免許証を自主返納した人にICOCAカードを進呈！

マイカーは便利だけど、高齢になって最近ヒヤッとすることが多く、事故を起こしてしまわないか心配な人を対象に、自動車運転免許証自主返納と鉄道などの公共交通の利用を促進するキャンペーンを実施します。この機会に家族でマイカーの安全利用を話し合ってみませんか？

**対象** 満65歳以上で平成28年9月1日から11月30日までに運転免許証を自主返納した人

**申込方法**

- ・ 防災危機管理課にある申込書(要:認印)に運転経歴証明書(警察署発行)の写しを添えて提出。  
※運転免許取消通知書と運転免許証の写しでも可
- ・ ICOCA利用の3か月後に、簡単なアンケートに回答いただきます。

申込期限  
11月30日(水)

タッチするだけでJR西日本の改札が通れ、繰り返し入金して使える「ICOCA」(2,000円分)を進呈 ※デポジット分500円含む



問 市 防災危機管理課 (近江庁舎) ☎ 52-6630 FAX 52-6930

## 消費生活相談コーナー

### 電気通信事業法が改正されました！

～携帯電話やスマートフォンの契約書面は、しっかり確認しましょう～



電話料金が安くなると言われたので契約したが、話が違った



電話で言われた通りにパソコンを操作したら、遠隔操作でプロバイダを変更された

携帯電話・スマートフォンやインターネット回線といった電気通信サービスの契約トラブルが市内でも多発しています。「電気通信事業法」の改正により、消費者を守るルールの強化・充実が図られました。

#### 法改正の主なポイント

#### 1 契約書面の交付を義務付け

電気通信事業者は、消費者に対し、契約成立後すぐに契約書等の書類を交付しなければならない。



勧誘されてもすぐに契約せず、契約内容をしっかり確認

#### 2 初期契約解除制度の導入

1の書面を受け取った日から8日以内は、消費者から一方的に契約を解除できる。



契約内容に不明点があれば、早めに契約先の事業者へ

「おかしいな」と思ったら一人で悩まず、まずは消費生活相談窓口へご相談ください。

市 消費生活相談窓口 (米原庁舎)

相談専用 ☎ 52-8088

(受付) 平日9時30分～16時



## 【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎ 52-0110

## 10月20日(木)まで 全国地域安全運動を 実施しています

- 重要項目**
- 子どもと女性の犯罪被害防止
  - 特殊詐欺の被害防止
  - 自転車盗、万引きの防止

4つの「かける運動」で犯罪抑止！



10月、11月は  
麻薬・覚せい剤  
乱用防止運動  
月間です！

#### \*平成28年市内犯罪数(9月末時点)

総数 137件(-67件)、侵入盗 14件(-9件)、乗物盗 25件(-6件)、非侵入盗 58件(-25件)、その他の刑法犯 40件(-27件)

#### \*平成28年市内交通事故数(9月末時点)

件数 93件(-11件)、死者 3人(-1人)、傷者 126人(-7人)

※カッコ内は前年との比較